

令和 6 年 6 月 25 日

学校法人 東京医科大学
理事長 矢崎 義雄 殿

東京医科大学学長候補者選考委員会報告書

東京医科大学学長候補者選考委員会

委員長	高	木	融	
委員	阿	部	幸	恵
委員	池	田	徳	彦
委員	糸	井	隆	夫
委員	伊	藤	正	裕
委員	小	松	則	夫 (外部有識者)
委員	醍	醐	象	器
委員	永	井	良	三 (外部有識者)
委員	桃	井	眞	里子
委員	山	本	謙	吾

(50 音順)

東京医科大学学長候補者について（報告）

「東京医科大学学長選出規程」第 3 条および第 4 条の規定に基づく東京医科大学学長候補者選考委員会は、学長候補者を選考したので、第 6 条第 2 項の規定に基づいて、下記のとおり理事会に報告する。

記

1. 東京医科大学学長候補者氏名

宮澤 啓介	牧野記念病院 在宅診療部 部長
黒田 雅彦	東京医科大学分子病理学分野 主任教授
菅野 義彦	東京医科大学腎臓内科学分野 主任教授
	東京医科大学病院 副院長

（注）氏名の記載は申請書類の受付順

2. 選考過程及び理由

（選考過程）

- ① 令和 6 年 3 月 12 日(火) 18:00 第 1 回東京医科大学学長候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という）を開催
 - ・委員辞退の申し出による委員の辞任と補充を報告
 - ・選考委員の互選により高木融委員を委員長に選出
 - ・「東京医科大学学長選出規程」（以下、「学長選出規程」という）に規定する選考委員会の役割と選出方法の確認
 - ・選考日程の決定
 - ・学長に求められる適性要件、能力及び資格の決定
 - ・東京医科大学学長（以下、「学長」という）候補者公募に係る公示内容、推薦要項及び提出書類の決定
- ② 学長候補者公募
 - ・公募期間 令和 6 年 3 月 19 日(火) ～令和 6 年 5 月 7 日(火)
 - ・応募受付数 締切日までに以下の 3 名の応募があった。
 - (1) 宮澤 啓介 牧野記念病院 在宅診療部 部長
 - (2) 黒田 雅彦 東京医科大学分子病理学分野 主任教授
 - (3) 菅野 義彦 東京医科大学腎臓内科学分野 主任教授東京医科大学病院 副院長
- ③ 令和 6 年 5 月 14 日(火) 17:00 第 2 回選考委員会を開催
 - ・選出規程第 4 条第 6 項の規定により委員の辞任と補充を報告
 - ・提出された書類から 3 名とも学長に求められる適性要件、能力及び資格を満たして

いると判断し、3名とも選考委員会向けプレゼンテーションの実施を決定

- ・併せてプレゼンテーションの内容及び実施方法を決定
- ・プレゼンテーションに向けて、質問事項及び学長像について委員の意見を集約し、委員長一任で共通質問を選定することを決定
- ・理事会へ推薦する際には、最多得票者を報告することを決定

④ 令和6年6月12日(水) 17:30 第3回選考委員会を開催

- ・学長候補者3名のプレゼンテーションと質疑応答を実施
- ・学長候補者に対する評価と理事会へ推薦する候補者の決定
- ・最多得票者の決定

以上の選考過程を踏まえ、学長選出規程第6条第2項に基づく選考理由は以下のとおりである。

(選考理由)

別紙

令和6年6月25日

東京医科大学学長候補者選考委員会
委員長 高木 融

（選考理由）

選考委員会では、学長選出規程第 6 条第 1 項に基づき、理事会が時下の状況に応じて定めた以下の具体的な適性要件及び能力を公表のうえ、学長候補者の推薦を公募した。

即ち、①過去の教訓を生かし、大学の現在と未来を俯瞰的に見ることができる人、②高い倫理観と利他的配慮を有する人、③大学が進化し続けるために、他者の意見に耳を傾け、課題を見出し、共に解決できる人、の 3 項目を時下の状況に応じた要件として公表した。

このほか、学長選出規程第 7 条に定める望ましい学長像及び第 8 条に定める学長候補者の資格を併せて「東京医科大学学長に求められる適性要件、能力及び資格」として公表した。

望ましい学長像としては、「学長となることができる者は、次に掲げる望ましい学長像を具現化できる、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に識見を有するものでなければならない。」として、①大学のガバナンス構築の重要性を理解し、優れたリーダーシップをとれること、②学生、教職員等に対し、明確なビジョンと方策を示し、実行に向けて、高い意欲を持って取り組めること、③国際的な感覚を有し、常に教育・研究の高度化を推進できること、④大学の変革を恐れず、強い意志を持って発展や改革を実行できること、⑤建学の精神である自主自学を矜持とする正義・友愛・奉仕の校是に基づいた医療人を育成することを果たすべき使命とし、これに努めること、の 5 項目を公表した。

学長候補者としての資格としては、「学長となることができる者は、前条に定めるもののほか、次に掲げる資格をすべて満たすものとする。」として、①学校教育法第 9 条に定める欠格事由に該当しないこと、②停職以上の懲戒を受けていないこと、③入学者選抜の公正を害しうる行為を過去に行っていないこと、④入学者選抜の公正を害しうる行為を過去に行っていないこと、⑤私利私欲のため恣意的な行動を行わないこと、⑥学長就任時 70 歳以下であること、の 6 項目を公表した。

上記のとおり学長選出規程第 6 条第 1 項により学長候補者の推薦を公募したところ、前出のとおり 3 名の応募があり、候補者として選考を進めることとした。

まず、候補者から提出された書面による審査を実施した結果、3 名とも学長に求められる適性要件、能力及び資格を満たしているものと判断し、選考委員会におけるプレゼンテーション及び質疑応答を実施することを決定した。

選考委員会における候補者プレゼンテーションは、『東京医科大学学長候補者としての方針・抱負』として、東京医科大学の現状分析と課題認識を踏まえ、過去の教訓をどのように生かすかについても含めた任期中の方針・抱負のほか、これからの東京医科大学の学長像についても考えを示す内容とするよう依頼した。

選考委員会におけるプレゼンテーション及び質疑応答を実施した後、書面審査と合わせて総合的に各候補者について学長候補者としての適格性について慎重に審議した結果、3 名とも学長として相応しい人物であることを確認し、選考委員会委員全員の賛成を以って、宮澤啓介候補、黒田雅彦候補及び菅野義彦候補の全員を学長候補者として理事会へ推薦することを決定した。

なお、第 2 回選考委員会での議決に基づき、理事会への推薦にあたっては、選考委員会の各委員が最も学長候補者としてふさわしいと思われる候補者 1 名について

投票し、最多得票を得た候補者を併せて報告した。

以上